

お客さま各位

2022 年 3 月 30 日

水島ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置を発表していますが、現在の社会情勢等を踏まえ、以下のとおり、支払期限日の延長および対象月の拡大を行うことといたします。

記

1. 適用対象 「従来から変更なし」

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度※の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、ガス料金の支払い延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま

※各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

2. 特別措置の内容

(1) 2020 年 2 月分（支払期限日が 3 月 25 日以降のもの）から 2021 年 11 月分までの各ガス料金の支払期限日をそれぞれ 5 か月間延長いたします。「従来から変更なし」

(2) 2021 年 12 月分のガス料金の支払期限日を 5 か月間延長いたします。「従来は 4 か月間延長」

(3) 2022 年 1 月分のガス料金の支払期限日を 4 か月間延長いたします。「従来は 3 か月間延長」

(4) 2022 年 2 月分のガス料金の支払期限日を 3 か月間延長いたします。「従来は 2 か月間延長」

(5) 2022 年 3 月分のガス料金の支払期限日を 2 か月間延長いたします。「従来は 1 か月間延長」

(6) 2022 年 4 月分のガス料金の支払期限日を 1 か月間延長いたします。「新たに対象」

※2020 年 2 月分～2022 年 3 月分の支払期限日の延長を既にお申し出いただいたお客さまは、自動的に上記(2)～(6)のとおりに支払期限日を延長いたします（再度のお申し出は不要です）。

3. お申し出先

水島ガス株式会社 倉敷市水島福崎町 3 番 3 0 号

電話番号：（都市ガスをご利用のお客さま） 0 8 6 - 4 4 4 - 8 1 4 1

（プロパンガスをご利用のお客さま） 0 8 6 - 4 5 5 - 3 8 3 6

受付時間：平日 9 時～17 時 3 0 分（土日祝日除く）

以 上